

公 告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という）を実施する。

令和7年2月20日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 北海道学校給食用牛乳供給事業
- (2) 契約の目的の仕様等 令和7年度の学校給食用供給価格等の決定に際し提示する事項についてによる

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 決定の対象となる乳業者は、次に掲げるものとする。
 - ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2号第2項の乳業を行う者。
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号により(ア)の乳業者を組合員とする事業協同組合
 - ウ 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条第2項及び第3項の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守していること等について、都道府県知事等による立入指導等を前年度の4月1日以降に原則として1回以上受ける者とする。
- (3) 学校給食用牛乳の供給に必要な生乳の配乳については、牛乳の販売実績等にかんがみ、十分に学校給食用牛乳の供給が可能と見込まれる者であること。
- (4) 過去に供給事業者の決定を受けた乳業者であって、決定の取り消しを受けた場合にあっては、当該取り消しを受けた日から2年以上経過していること。

3 入札参加資格の審査

- (1) この入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(2)から(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 令和7年2月20日から26日
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部生産振興局畜産振興課
電話番号 011-204-5438
電子メールでの提出も認める。
アドレス nosei.rakuchiku2@pref.hokkaido.lg.jp
- (2) 審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。

4 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

5 送付及び電子による入札の可否

配達証明郵便での送付のみを認める。

6 落札者の決定方法

徴集した見積価格表を比べ、区域ごとに予定価格以下で、最低制限価格以上の範囲内で最も低い価格を当該区域の供給価格とし、その価格を提出した乳業者を当該区域の供給事業者とする。

7 その他

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。